

## 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の現代的位

### ——社会福祉制度の「家庭性」——

安藤 藍

#### 1. 問題の所在

本小稿は、筆者が行ってきた里親など社会的養護<sup>1</sup>を担う養育者調査データを素材として、家族と社会福祉の制度領域間のインタラクションの観点から今後の代替養育研究の展開について整理し、社会福祉制度のはらむ「家庭性」という視点を見出した試論である。

##### 1-1. 社会的養護に寄せられる大きな期待

2017年度中に、全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は133,778件（速報値）で、対前年度比109.1%であった。1990年に統計をとりはじめてから、毎年「過去最多」を更新している。こうした虐待のほかにも、親の精神疾患等の様々な事情によって実親のもとで育つことが困難な子どもたちは要保護児童ともいい、日本全国で約45,000人（厚生労働省2019）にのぼる。その8割以上が児童養護施設で生活しており、施設偏重の状態に対して日本は国連子どもの権利委員会からたびたび勧告をうけている。

しかし、子どもの代替養育に関する指針や子どもの権利条約批准といった国際動向を背景として、2000年代以降の社会的養護改革は大きなうねりのただなかにある。2016年6月の児童福祉法改正は、とくに虐待の予防や再発防止にかんして地域で支援を要する家族に支援を強化するという文脈のもと、市町村で施設への措置以外の支援も射程にいった養育システムを構想した。子育て支援一般と社会的養護の連続性が政策的に意識されつつある。その連続性のなかで、社会的養護は支援度の高い層であり、養育者らは実親と協働して子育てを行う養育のモデルを提示しうるともいわれている。つまり、社会的養護は、戦後の戦災孤児対策から養育困難家庭の支援へ、そして子育て支援一般との連続性の中で養育のモデル化ともいえる水準が期待されてきているのだ。それゆえ、数多くの研究や現場報告等は、さらなる家庭養護の促進、養育の質の向上や支援のありかたを検討しつづけているのである。

##### 1-2. 家族と社会福祉

社会的養護に代表されるような代替養育のあり方を考えるにあたって、本稿はケアに関する家族と社会福祉<sup>2</sup>の関係に着目している。社会的養護にかかわる問題は、ともすれば緊急性・実践的要請

<sup>1</sup> 社会保障審議会の新たな検討会（新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 2015年9月～2016年3月）以降、社会的養護にかわり、政策議論上では社会的養育という用語も使われているが、さしあたり本稿では従来通り社会的養護という言葉を使用することにする。

<sup>2</sup> 藤崎（2004）は、「家族と社会福祉」にかんして、「家族」「社会福祉」という2つの制度領域としてとらえるところから出発し、両制度領域のインターフェイス部分でどのような問題が生じ、その解明にあたってどのような視点が必要とされるか考察するとした。本稿は基本的にこの立場に依っている。

から支援策の検討に集中して議論されがちであり、その問題が所与とする価値や論理、また家族変動とのかかわり、近代的な子ども観等には十分に目配りされていない傾向にある<sup>3</sup>。しかし、社会的養護のありようも、子育てというケアを誰がどのように担うのかというケア分担をめぐる問題系に位置づけて検討する視点は必要であろう。なぜなら、「ケアニーズをめぐる社会と家族の役割分担と家族内の役割分担<sup>4</sup>は、それぞれの時代における社会規範や制度的対応のあり方を媒介としつつ、密接にかかわりあっている」（藤崎 2003）と指摘されるように、子どもの養育や高齢者の介護といった依存的な者のケアをめぐるポリティクスが存在する。それを見ずしてあるべき子どもの福祉の姿を描き、その理想と現実との差を埋めようとするだけでは、問題は解消しえないからである。

家族と社会福祉の両領域間でケアをめぐるいかなる論点が生じるか、ケアの社会化論を参照しつつ、いくつかのフェーズに分節化してみよう。まず第一に、高齢者介護を題材にケアの社会化の諸次元を整理した知見（藤崎 2006）を参考に「社会化」される要素に着眼点をおけば、①労働、②費用、③管理・責任を、方法として介護サービスを提供する「人」「場所」にまつわる論点が挙げられるという。誰が、どこで、何を担い、何を「外部化」するか、ケア単位は個人か親子か、あるいは世帯かという問題もかかわってくる。同時にケアは、単に担い担われるモノではなく、人と人のあいだのミクロな相互行為である点が第二の位相である。ケアの与え手／受け手双方にとって経験の意味づけを問われる性格をもつし、場合によっては、ケア労働としての側面ももつ。それゆえ、そのケアリング関係やケア提供のプロセスにおいて生じる、当事者たちや関係者間の様々な摩擦を紐とく視点が重要になる。たとえケアの脱私事化が進んだとしても、家族ケアの特徴<sup>5</sup>を鑑みると、家族に残されるものがありうるといえる<sup>6</sup>。第三に、ケア実践のレベルのみならず、法的小および制度政策レベル、運用レベル各次元において、家族の自助原則や自己決定、情緒規範、ジェンダー規範などが絡み合いながら埋め込まれ、望ましいケアのあり方を水路づける。とくに子どもの場合は、発達の保障の観点からケアされる権利として入ってくる点は見逃せない。さらに、政策やケアを保障する仕組みの次元に目を向ければ、一時的なものもふくめた親密圏の可能性の検討、福祉レジーム論などを第四の位相に位置づけることもできる。このようにごく簡単に概観するだけでも、ケアをめぐる公私問題の構成はきわめて輻輳的なものであることがわかる。このなかでも本稿は行為者の実践における次元に主要な関心をおく。

社会的養護の仕組みはケアの公私問題をよみとく対象として適している。もとより社会的養護施策は公的な社会福祉制度であり、子どもの育ちを保障するのは公的な責任による。しかし、とりわけ里親子関係のように養育する者の日常生活の場に子どもを受け入れる場合や、子どもの背景と養

<sup>3</sup> もちろんないわけではなく、古くは庄司（1986）が家族の近代化と養育機能、子ども観の近代化などに着目し、私的養育の限界と新しい養育のあり方への示唆を示している。ケア労働としての介護と育児を多元的に検討した知見は後藤（2012）など。また、家族や福祉にかかわる社会学分野での近年の著作で社会的養護にかんするこうしたアプローチはいくつかみられる。拙著（2017）の他、和泉（2006）、土屋（2014）、藤間（2017）、野辺（2018）など。

<sup>4</sup> ケアの手分担をめぐる問題について、「社会と家族のあいだの役割分担」、「家族内部の役割分担」として問われると大別することができるが（藤崎 2003）、里親やファミリーホームのような家庭養護はとくに、里母が主に養育にあたることが多いものの「家族内部の役割分担」についてはそれほど問われてこなかったように思われる。

<sup>5</sup> 庄司（2013）は家族ケアの特徴について、お互いを家族と思ひあい、「かけがえのなさ」や自助原則、無償・無限に行われ、その背後には権力構造があるといった点を挙げた。

<sup>6</sup> 『『ケアの社会化』が達成されたとしても、家族によるケアがすべて消失するわけではない。…略…ケアサービスと家族ケアを政策的にどう調整するのか』（下夷 2015）と指摘もある。

育者の組み合わせ等によって、制度枠にとどまらない擬制的な親子関係が育まれることもしばしばある。このような公私の両面を併せ持つのは社会的養護の特徴のひとつであり<sup>7</sup>、日本で長期養育里親をする者は家族を志向する方向に価値をおく傾向があった(安藤 2017)。もちろん社会的養護といっても、その種類・内実とも一様ではないため包括的に扱うのは難しさもあり、ここでは小規模住居型児童養育事業(通称:ファミリーホーム、FH)の養育者をとくに取り上げている。ファミリーホームの概要は後述するが、里親や養親とならんで、養育者の生活の場で子どもを育てる家庭養護のひとつである。養育者の家庭で社会福祉事業として多人数養育を行う特性は、家族と社会福祉の交錯した立場を顕著に経験することが予想される。また同時に、里親よりも支弁される金額や要件は高く、ボランティア/ケア労働、専門性意識、ケア関係における対象者との距離の取り方といった社会福祉領域内の諸規範・制度運用・実践上の論点も含んでいる。社会的養護のよりよいあり方の模索と、これを家族・社会福祉のインターフェースに位置することで生じる諸問題を表象する一対象とすることでケア論一般への示唆を得る、という2つの問題関心をもつ本稿には適当な対象であり、2017年度からインタビュー調査を行っている。

## 2. 家庭養護推進をめぐる動向

本節では、昨今の家庭養護推進をめぐる近年社会的養護の動向について、後述の3節4節に必要な範囲でごく簡単に施策動向と現状の要点を確認しておく<sup>8</sup>。家庭養護推進施策と要保護児童の動向(2-1)、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要(2-2)とで成る。

### 2-1. 施策と要保護児童の動向

2011年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会策定「社会的養護の課題と将来像」では、里親やFHの優先、施設養護でも小規模化を進めできる限り家庭的な環境で養育する方針を打ち出した。2016年6月の児童福祉法改正は、社会的養護について、保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものとして社会全体で子どもを育む基本理念を示した。実親による子育てを最優先に支援し、それが困難な場合には「家庭と同様の環境における養育の推進」として養子縁組や里親、ファミリーホームの養育推進を法的に明言したわけである。この改正を実現すべく、「社会的養護の課題と将来像」を抜本的に見直されたのが、「社会的養育ビジョン」(2017年8月)である。里親委託率75%という数値目標を掲げ、就学前の子どもの施設委託を原則禁止するなど、家庭養護促進の機運は益々高まっている。

子どもたちに目を向けると、要保護児童数は近年横ばいであり、里親委託児童の増加傾向など家庭養護重視施策は実態にもあらわれている。具体的には、長らく施設養護約9割、里親などの家庭養護は1割ほどの委託割合であったが、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2019)の公表によれば、

<sup>7</sup> 子育てそれ自体まったく私的なものであるわけではもちろんなく、社会的養護は一般的な子育てよりもより顕著に公的側面を経験するという意味である。

<sup>8</sup> 動向の解説については、戦後の要保護児童施策を跡づけつつ今後の論点を整理した柏女(2017)、事例も用いつつ現場の状況をふまえた課題を提起した宮島(2017)、ほか福田(2017)など参照のこと。



里親と FH への委託児童数は要保護児童全体の約 19%<sup>9</sup> で微増である。過去 10 年で、里親等委託児童数は約 2 倍に増え、児童養護施設にいる児童数は約 2 割減、乳児院の乳幼児は約 1 割減となり、施設の小規模化もすすんでいる（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 2019）。ただし、自治体間の格差がかなり大きいこともあって、一概に家庭養護体制が広まってきているということには留意が必要である。

要保護児童の変化として、発達障害や被虐待経験のある者が増えている。要保護となった主な理由からも、わかっているだけでも里親委託児の 37.4%、ファミリーホーム委託児童の 38.4%、児童養護施設措置児童の 37.9%ほどに、被虐待経験がある（雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課「児童養護施設入所児童等調査結果」2015, 調査は 2013 年 2 月時点のもの）。過年度の児童養護施設入所児童等調査結果と比較しても、虐待や父母の精神疾患が養護問題発生理由となる割合が増加している。また、障害等のある子どもも増加しており、同調査（2015）からは児童養護施設においては 28.5%、里親委託児の 20.6% が、障害ありとなっている<sup>10</sup>。

## 2-2. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム、以後 FH）は、「2008 年の児童福祉法改正で『小規模住居型児童養育事業』として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたもの」（厚生労働省 2012）である。社会的養護のなかの FH の位置づけは、図表 1 を参照されたい。里親、（図表 1 にはないが）養子縁組とならんで、家庭養護の一翼を担うものと位置付けられている。いっぽう、乳児院や児童養護施設などが施設養護である。施設養護でも、グループホームや本園でも小規模グループケアは家庭的養護という<sup>11</sup>。2018 年 3 月時点のホーム数は 347 か所、委託児童数 1434 人であり、前年度末の 313 か所、1356 人と比べ、1 年で 34 ホーム、委託児童数は 77 人増加している。毎年約 30 ホーム程度の増加傾向が近年続いている。FH の社会的養護における位置は図表 1 を参照してほしい。

また、FH の特徴は、理念としては里親の延長と位置づけられるが、第二種社会福祉事業に該当する事業体でもある点が挙がる<sup>12</sup>。また、FH 固有の利点として養育者自身も挙げたのは「子ども同士の育ち合い」「親権者の同意の得やすさ」（卜蔵 2011）などで、厚生労働省（2012a）が示した FH のメリットは以下のようなものがあげられている。

また FH には、設置主体や FH になるときの要件によって複数の類型がある。個人立か法人立かの形態があるほか、養育者は里親経験者、児童養護施設等での一定の養育経験が必要となっている。形態としては、「養育者 2 名（配偶者）+ 補助者 1 名」、または「養育者 1 名+ 補助者 2 名」を基本とし、養育者はファミリーホームに生活の本拠を置く。実際には補助者の人数は 3 人以上の場合も

<sup>9</sup> 分子に里親委託児・FH 委託児、分母に里親委託児と FH 委託児のほか乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設で暮らす子どもを含んだ数値である。母子生活支援施設など含めるかどうかといったように、何を分母に含めるかによって異ってくる。

<sup>10</sup> 広範性発達障害・LD は 2008 年度から、ADHD は 2003 年度から調査項目に加わっているなど、「増加」の背景には障害の社会的認知等もかかわっている。

<sup>11</sup> 厚生労働省、2014「家庭養護と家庭的養護の用語の整理について」第 13 回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料。

<sup>12</sup> たとえば、里子は里親の扶養家族ではなくなる、被虐待児加算がある、補助者をつける、第三者機関がはいるなど。

FHのメリットや意義

(厚生労働省 2012a ファミリーホームの要件の明確化について (概要))

- 養育者が変わらないため、一貫した関わりができる。
- 一般生活の家庭に近い環境。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況に合わせた対応を取りやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理をすることにより、食を通じた関わりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションの取りかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供することにより、子どもが自己肯定感を育める。
- 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持った時のイメージができる。
- 自立を意識し、意図的に子どもに関われる。
- 地域の子ども会、自治会に参加するなど地域での生活を体験することができる。

図表1 社会的養護のしくみの中の位置づけ

| 里親委託          | 家庭における養育を里親に委託 |         |         | ファミリーホーム | 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名) |        |
|---------------|----------------|---------|---------|----------|---------------------------|--------|
|               | 登録里親数          | 委託里親数   | 委託児童数   |          | ホーム数                      | 委託児童数  |
|               | 11,730世帯       | 4,245世帯 | 5,424人  |          | 347か所                     | 1,434人 |
| 区分(里親は重複登録有り) | 養育里親           | 9,592世帯 | 3,326世帯 | 4,134人   |                           |        |
|               | 専門里親           | 702世帯   | 196世帯   | 221人     |                           |        |
|               | 養子縁組里親         | 3,781世帯 | 299世帯   | 299人     |                           |        |
|               | 親族里親           | 560世帯   | 543世帯   | 770人     |                           |        |

| 施設   | 乳児院                | 児童養護施設   | 児童心理治療施設                                      | 児童自立支援施設   | 母子生活支援施設                             | 自立援助ホーム                         |
|------|--------------------|--|---|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 対象児童 | 乳児(特に必要な場合は、幼児を含む) | 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む) | 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童 | 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童 | 義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 |
| 施設数  | 140か所              | 605か所  | 46か所  | 58か所   | 227か所                                | 154か所                           |
| 定員   | 3,900人             | 32,253人  | 1,892人  | 3,637人   | 4,648世帯                              | 1,012人                          |
| 現員   | 2,706人             | 25,282人  | 1,280人  | 1,309人   | 3,789世帯<br>児童6,346人                  | 573人                            |
| 職員総数 | 4,921人             | 17,883人  | 1,309人  | 1,838人   | 1,994人                               | 687人                            |

|             |         |
|-------------|---------|
| 小規模グループケア   | 1,620か所 |
| 地域小規模児童養護施設 | 391か所   |

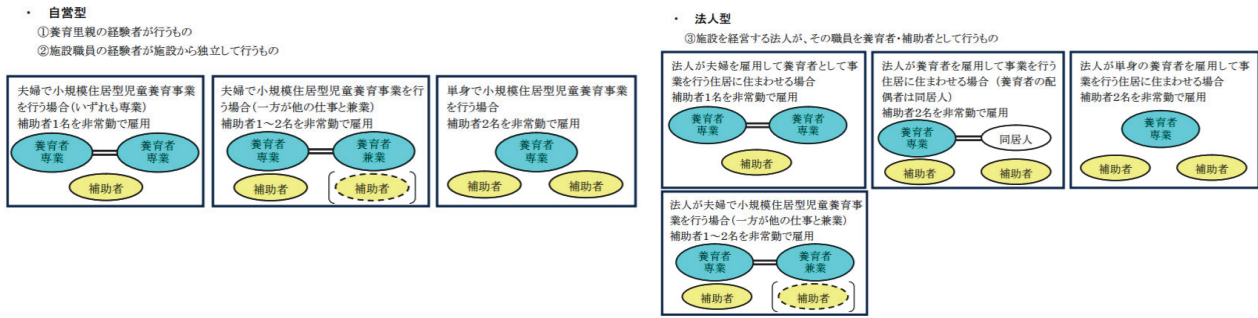
※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)  
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)  
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)  
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)

出典：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」2019年1月

ある。図示したのが図表2である。最も多い形態は、「夫婦(専業・兼業および2人とも専業) + 補助者」の個人型夫婦が全体の7割を占める(みずほ総研株式会社 2015)。

FHそれ自体を対象とした調査や研究はまだ限られるが、厚労省がおこなう児童養護施設入所児童

図表2 FHの類型



出典：ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ，2014「ファミリーホームの設置を進めるために」

等調査のほか複数実態調査等が行われている<sup>13</sup>。これらはいずれも、制度化後日の浅いFHの実態を調べ、その課題をあきらかにするなどの基礎資料を作成するために役立つものである。ここでは養育者と委託される子どもの傾向をみってみる。まず子どもについては、委託（入所）時点の年齢をみてもよい。里親委託児、養護施設児、ファミリーホーム委託児ともに2歳が最多だが、13歳以上と高齢児の構成割合は里親委託児（16%）や施設入所児（10%）よりもファミリーホーム委託児（29%）のほうが高い（児童養護施設入所児童等調査）。また、厚労省の児童養護施設入所児童等調査結果よりも、子どもに被虐待経験があるとこたえた割合は46.8%と多い調査もある（平成27年度日本ファミリーホーム協議会アンケート調査）。養育者は、50代以降が7割を超え、50・60代がボリュームゾーンとなっている（みずほ総研株式会社2015）。専業養育者のうち、女性が65%と男性を大きく上回っている。詳しくは個々の調査を参照いただきたいが、おおむね、個人立のベテラン里親夫婦によるFHが、年齢の高く被虐待経験や障害などを抱える子どもたちの養育にあたる姿がみえてくる。しかし、そうした養育者の高齢化や、支援の充実、補助者の確保や専門性の向上がFHの課題であるという（山本2018）。

### 3. FHインタビュー調査概要

本節では、1の問題関心のもと開始した調査の概要を説明する。

調査時期：2017年7月から2018年8月（継続中）

調査協力者：全国のFH 21 ケース 29 名<sup>14</sup>（養育者夫婦や複数の養育者同席、1 ケースは調査時点里親

<sup>13</sup> 厚生労働省によるFH設置促進や養育の質向上のための事例集「ファミリーホーム事例集」（2014年3月、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ）のほか、ファミリーホームの実態を調査し基礎資料とした「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」（ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ）など。その後、全国のFHを対象とした代表的実態調査は2件あり、「平成27年度日本ファミリーホーム協議会アンケート調査」（日本ファミリーホーム協議会事業調査・政策委員会）と「平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業ファミリーホームの調査実態に関する調査研究」（みずほ情報総研株式会社）である。

また、FHにおける権利擁護（中安2016）のほか、FHの形態や機能を整理した園井（2018）など、FHそれ自体の実態に着目する研究が出てきはじめています。

<sup>14</sup> 主たる養育者、兼業養育者のほか、一部のホームは補助者が養育者の養育内容にかなり近いものもあったため、そういった実質養育に深く関与している者も今回は含めた。養育者とあきらかに立場の異なる補助者は本稿ではのぞいている。



でファミリーホーム開設準備中)。

既存の全国調査と比べて、本調査では法人の運営する FH、施設職員経験者による FH がやや多めである。これは、ベテラン里親の移行したタイプよりも数は少ないものの今後増加が予想されること、法人によって理念や FH 事業の考え方に幅があること、を勘案してある程度意図的にタイプが異なる FH を取り上げたからである。

主な属性については、以下の図表 3 を参照されたい。左側に調査協力者の属性、右側にホームの概要を載せた。ホームの概要では、協力者の特定を避けるため地域などの記載を省いたほか、「開設年数」「現在委託人数」も実数ではなく幅をもたせて記載した。「要件」の見方は、主たる養育者が FH 開設前に児童養護施設等の勤務経験・里親経験ともにあるケースを「施設・里親」とし、施設養育経験者が FH 開設後に里親登録したケース<sup>15</sup> はここでは「施設」とした。ほか、FH 開設準備中が

図表 3 調査協力者の属性、ホームの概要 (すべて調査時点)

| ケース | 調査協力者の属性 |     |       |      | ファミリーホームの概要 |       |         |      |
|-----|----------|-----|-------|------|-------------|-------|---------|------|
|     | 年齢       | 性別  | 既婚・未婚 | 開設年数 | 要件          | 類型    | 現在委託人数  |      |
| 1   | 1 (夫)    | 50代 | 男     | 既婚   | 4～6年        | 施設・里親 | 個人・夫婦   | 2人以下 |
|     | 1 (妻)    | 50代 | 女     |      |             |       |         |      |
| 2   | 2        | 60代 | 女     | 既婚   | ～3年         | 施設・里親 | 個人・夫婦   | 3～4人 |
| 3   | 3        | 60代 | 女     | 既婚   |             | 里親    | 個人・夫婦   | 5人以上 |
| 4   | 4        | 60代 | 女     | 既婚   | 4～6年        | 里親    | 個人・夫婦   | 5人以上 |
| 5   | 5        | 40代 | 女     | 既婚   | 7年～         | 里親    | 個人・夫婦   | 5人以上 |
| 6   | 6        | 60代 | 男     | 既婚   | 4～6年        | 施設・里親 | 法人・夫婦   | 5人以上 |
| 7   | 7 (夫)    | 60代 | 男     | 既婚   | 7年～         | 里親    | 個人・夫婦   | 5人以上 |
|     | 7 (妻)    |     | 女     |      |             |       |         |      |
| 8   | 8 (夫)    | 50代 | 男     | 既婚   | 7年～         | 里親    | 法人・夫婦   | 5人以上 |
|     | 8 (妻)    |     | 女     |      |             |       |         |      |
| 9   | 9        | 50代 | 女     | 既婚   | 7年～         | 施設・里親 | 個人・夫婦   | 5人以上 |
| 10  | 10 (a)   | 20代 | 女     | 既婚   | 4～6年        | 施設    | 法人・夫婦以外 | 5人以上 |
|     | 10 (b)   | 50代 | 女     | 未婚   |             |       |         |      |
| 11  | 11 (夫)   | 50代 | 男     | 既婚   | 7年～         | 施設    | 法人・夫婦   | 3～4人 |
|     | 11 (妻)   | 50代 | 女     |      |             |       |         |      |
| 12  | 12 (夫)   | 70代 | 男     | 既婚   |             | 里親    | 個人・夫婦   | 5人以上 |
|     | 12 (妻)   | 60代 | 女     |      |             |       |         |      |
| 13  | 13 (夫)   | 50代 | 男     | 既婚   | 4～6年        | 施設    | 個人・夫婦   | 5人以上 |
|     | 13 (妻)   | 50代 | 女     |      |             |       |         |      |
| 14  | 14       | 20代 | 女     | 未婚   | ～3年         | 施設    | 法人・夫婦以外 | 5人以上 |
| 15  | 15       | 50代 | 女     | 未婚   |             | 施設・里親 | 法人・夫婦以外 | 5人以上 |
| 16  | 16 (a)   | 50代 | 男     | 既婚   | 4～6年        | 施設    | 法人・夫婦以外 | 5人以上 |
|     | 16 (b)   | 50代 | 女     | 既婚   |             |       |         |      |
| 17  | 17       | 40代 | 男     | 未婚   | ～3年         | 施設    | 個人・夫婦以外 | 3～4人 |
| 18  | 18       | 40代 | 男     | 既婚   | 4～6年        | 施設    | 個人・夫婦   | 3～4人 |
| 19  | 19       | 60代 | 男     | 既婚   | ～3年         | 施設    | 法人・夫婦以外 | 5人以上 |
| 20  | 20       | 60代 | 男     | 既婚   | 4～6年        | 施設    | 法人・夫婦以外 | 5人以上 |
| 21  | 21       | 30代 | 男     | 既婚   | 準備中         | 施設・里親 | 法人・夫婦以外 | 2人以下 |

<sup>15</sup> 社会的養育ビジョンでは、ファミリーホームを家庭養育とするため、養育者を里親登録者に限定するとした。調査時点ではまだ過渡期であり、里親登録していない養育者もいた。

1 ケースある。主たる養育者が独身者のホームは3、既婚者であっても仕事の関係等で配偶者がホームに終日同居しているわけではないホームは3あった。

調査協力者らへのアクセス：以下の4つの方法による。

- ①これまでの筆者の研究活動・NPO 活動より得たネットワークからの紹介
- ② FH 連絡協議会事務局の許可を得て会合に集った養育者らへの依頼
- ③ FH 全国大会にて知り合った方に直接依頼
- ④協力者からさらに別の協力者の紹介を得るスノーボール・サンプリング

主たる調査内容：

#### 基本属性等

（主に専任）養育者の方の職業経歴、FH 開設の経緯、自治体独自の要件など

#### 養育者としての意識

子どもに対する認識、実親はご自身にとってどんな存在か、様々な FH のなかでどのような位置づけにあると思うか、など

#### 子どもとの関係

子どもの簡単な生育歴、子どもは養育者や FH のことをどうみているか、呼称や名字の決め方・その理由、委託解除後の関わり方の希望、など

#### 社会福祉事業の側面

ほかの FH とくらべて特色や運営方針はあると思うか、運営上気を付けていること、後継者は必要だと思うか・その理由、補助者の選び方、補助者と養育者の役割分担とその理由、事務費などの経費を受け取ることをどう思うか、など

#### 近年の社会的養護の理念

養育をひらくということはどう考えたり実践しているか、家庭養護の「家庭」をどう思うか、FH の専門性あるいは独自性はあると思うか、見相や関係諸機関との連携、第三者評価への考え方、など

倫理審査等：調査協力者の自宅に著者が訪問し、調査時間はおよそ 1.5 時間から 4 時間程度であった。調査協力者の承諾を得て録音とメモをとった。調査は首都大学東京研究安全倫理委員会の許可（H29-79、H30-37）を受けて行った。

## 4. いくつかの論点

前節では、今回紹介する調査の概要を示した。調査データを素材とした本節では、養育というケアにかんする家族と社会福祉のインターフェイスで生じる諸問題について、いくつかの論点を整理していく。「開設動機と自己意識」（4-1）を確認した後、「『家庭』の意味」（4-2）、「福祉事業的側面の解釈」（4-3）、「個人時間とホーム時間」（4-4）、「介入と支援、『子どもの権利』の論理」（4-5）とみていく。

### 4-1. 開設動機と自己意識

まず、FH 開設の動機を確認しておこう。ここでは、① FH の類型—個人型と法人型、里親型か施設職員経験者型など—と養育者の自己意識は必ずしも一致しない点をおさえたうえで、②施設や里



親を軸に自分がどのあたりか説明する点、について述べていくこととする。

2-2. で説明したように、FHにはいくつか類型がある。なかでもベテラン里親が移行した個人・夫婦型は、当該事業の主たる担い手である。しかしこの個人・夫婦型による設立は、すでに一巡したといわれている。そして、個人型／法人型、里親型／施設養育者独立型、等の類型による開設動機や養育観の相違は、現場レベルでは共有されているといえる<sup>16</sup>。

本調査においても先行調査（ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ 2014）同様に、里親家庭の延長（里親夫婦）と施設ではできなかったことをしたい思い（施設職員経験）などが確認された。

「一人でも多く地域で暮らさせたいっていう思いが、里親からファミリーホームになったきっかけなんですよね。」「〇〇（ある地域）のファミリーホームの人たちは施設職員上がりだったから子どもを、その、自分の子どもにしたいなんてつゆ思わない。仕事の道具なわけですよ。だから、『そういう親密にならなくてもいいの。子どもがいて、生活させればそれは私たちの、その仕事です』みたいな感覚の人とばかり出会ってしまって、里親とは、全く違うわけね。」（2 個人・施設 & 里親経験・女性）

「まあ、じっくりとね、情緒的な環境はつくりますよね、とにかく、うん。同じご飯食べてね、ずっと一緒にいいときも悪いときも…略…（施設の頃は）なんか細切れサラリーマンなんですよね、保育士。サラリーマンですよ。」（9 個人・施設 & 里親経験・女性）

また、とくに里親型以外のFHや、近年の開設のホームなどは、法人理念の実現のために必要に応じて事業等を拡大するケースもみられる傾向があった。たとえば、障がい者の作業所をつくる、法人格を取得し自立援助ホームをつくる構想のある方などがそうである。

「（自立援助ホームをひらくことを構想する理由について）やっぱりね、その、このうちから、ずっと出ていける子がおたらいいんやけど。（安藤：ま、なかなか、ですよ）うん。やっぱり働く、特にね、児童養護施設から来た子なんかは、何も教わってないから。」（18 個人・施設職員経験・男性）

「理念の実現が目的なので。…略…そのためにニーズを見つつは応えてくってということなので、やることは変わっていくはずですね。ここは立ち上げて、うまく回って子どもが育っていけば、構図ができればいいわけなので。」「ないものは自分たちで作りたいたいと思う私でもあるので」（19 法人・施設職員経験・男性）

ただし、個人型と法人型、里親型か施設職員経験者型などの類型と自己意識は必ずしも一致しない。たとえば、調査時点では里親登録していないが里親に近い（1（夫）さん）、反対に里親登録してい

<sup>16</sup> 本調査では、たとえば1（夫）さんは里親型／施設職員型／法人型で3分類になると述べている。「ファミリーホームを運営されている方々は、今やもう、もうほんとにこう、3種類に分かれてしまっていて。純粹なる、あの、里親型の方と、えーと、施設がつくっている、完全施設型の、法人型のね、ファミリーホームと。で、その真ん中をいっている施設の職員が、独自に始めた個人運営のファミリーホーム。そこに、3パターンに完全に分かれてるから。そのホームの運営の目的とか。やっぱり、はっきり違うんですよ。まあ、あの、施設型はすごくわかりやすくて。分園と同じだから。」（インタビューの相槌のみ省略）。

ても里親という意識とは距離のある場合（13さん夫妻）もある。施設職員経験のほか、複数の社会的養護に携わったキャリアのある方にみられた。

「13（夫）：あの、考え方としてね、里親登録してるから里親に近いとかかっていうと、そうでもない。」

「13（妻）：そう、なん、そうだよなって思いながら、今」（13個人・施設 & 里親経験・夫婦）

「位置づけとしては養育、あの、里親型なんだろうなと。」（1（夫）個人・施設 & 里親経験・男性）

13さん夫妻が里親登録した経緯として、制約の多い施設での養育を辞めて子どもの養育を続けるには、里親しかなかったことがあがる。そのあとにFH制度ができ、これに「のっかる」ことにしたという。1さんが「里親型」だというのは、住み込んで養育することに意味を見出しており、これまでいくつか社会的養護関連の養育経験を住み込みで続けてきた自負があるからだ。

そしてもうひとつ注目したいのは、「施設」か「里親か」が参照点になって自分たちホームの位置づけが語られる点である。典型的な里親型、典型里親型とは距離を置く、施設職員独立型でも施設に反感がある場合とそれほど反感はない場合、里親登録なしだが「里親に近い」などバリエーションは様々ながら、里親か施設か以外の説明の仕方はほとんどなかった。FH開設時の養育者の要件として“施設”“里親”経験があり、実際に類型間で傾向が異なるとしても、ほかに語彙が出てきにくいのは不思議でもある。

本項では①FHの類型と養育者の自己意識は必ずしも一致しない点、②施設や里親を軸に自分がどのあたりか説明する点、について着目したが、いずれに関しても今後、動機や自己意識と養育内容がどのようにかかわっていくのか、それがいかに子どもの意識や養育のアウトカム、養育者－子ども関係に影響を及ぼしているのかあるいはいないのか、等を見ていかねばならないように思われる<sup>17</sup>。

#### 4-2. 「家庭」の意味

2点目に、1点目ともかかわるが、「家庭」をどのように捉えるかということ挙げたい。Family-Based Care<sup>18</sup>の担い手として里親やFH等への期待は明瞭に打ち出される一方、施設の小規模化などによってFHと形態面での差異が不明瞭になりつつあることが、現場に混乱を生んでいるようだ。FH協議会機関誌でも地域小規模型児童養護施設との異同について幾度か取り上げられ<sup>19</sup>、小木曾・梅

<sup>17</sup> もちろん、とくに評価は困難が予想されるが、これについては4-5でもう少し述べる。また、ステップファミリーの継親子関係を子どもの立場に調査した野沢・菊地（2014）は、継親の役割行動に対する継子たちの認識から、継親子関係の類型化を試みた。①親として受容、②思春期の衝突で悪化、③関係の回避、④支配従関係から決別、⑤親ではない独自の関係発達、という5つの類型を見出し、「継親になったら『親』になる以外にないという前提を外し、親とは別のイメージで継子にアプローチする選択肢（モデルや知恵）が社会的に用意される必要がある」と指摘する。

<sup>18</sup> 2009年12月国連総会採択「児童の代替的養護に関する指針」では、「児童が両親（又は場合に応じてその他の近親者）の養護下で生活できるようにし、又はかかる養護下に戻れるようにすることを目指して活動すべきである」とあるように、まず親による養護を促す。日本ではFamily-Based Careとして養子縁組、里親やファミリーホームを、Family-Like Careとしてグループホームなどの小規模施設を挙げる（厚生労働省2012b）。

<sup>19</sup> たとえば、「特別企画 ファミリーホームと地域小規模児童養護施設－どこがどう違うのか」「分科会 ファミリーホームにとっての“家庭養護”とは」（社会的養護とファミリーホーム Vol.4, Vol.7）。

山 (2012) は「『小規模化』『家庭的養護』をキーワードとして、施設養護、里親養護の実施体制は『ボーダーレス』時代に差し掛かっているように感じる」と述べている。実際、児童養護施設でも数は少ないが夫婦住込みの地域小規模児童養護施設などは存在している。それらとの差異が曖昧であるのは、FHの存在意義にもかかわりうることなのであろう。そこで本項では「家庭」観に触れつつ、これにどのようにアプローチできるのか検討したい。

今回の調査でも、個人／法人、夫婦かどうか、性別等にかかわらず、「家庭」の曖昧さには複数言及があった。たとえば以下のようなものがある。

「家庭でとか、家庭とかって言われたら、もう何が家庭なのって、逆に。うん。わかんない。」(1 (妻) 個人・施設 & 里親経験・女性)

「養護としてのファミリーホームってよく書いてありますね。でもほんとに、家庭っていうけど何が家庭なの？って正直思うんです」(14 法人・施設養育経験・女性)

「具体的に言葉にできない感じがする」(13 (夫) 個人・施設養育経験・男性)

「家庭のイメージって、それぞれの家庭で違うんですよね」(5 個人・里親経験・女性)

そして、曖昧な「家庭」概念において、ひとつの主要素を夫婦として考えるケースが一定数ある。8さん夫婦はそのケースであり、反面14さんは自身が里親夫婦と形態が異なるがゆえに「異端」とみられると語った。

「やっぱり家庭の中心って、子育てもそうだけど、夫婦が絶対だと思ってるので、そこが、お互いを大事にするとか、いたわり合うとか、そういうのも知ってほしい。子どもたちの育ってきた家庭っていうのは、家庭が壊れてたり」(8 (妻) 法人・里親経験・女性)

「ファミリーホーム全国研究大会のときにすごく感じました。里親型じゃないってこんなに、異端というか。夫婦じゃないってみんなそう思うんやって思ったんですけど。でも、なんで家族は夫婦がいて子どもがいて当たり前なん？とも思ったんです、そのときに。…略…一緒に住んで一緒に生活すればそれは家族なんじゃないのかなって思いました。」(14 法人・施設職員経験・女性)

夫婦はあくまで一例だが、曖昧なものを定義づけようとするとき、その成立条件や比較対象を検討することで検討するというやりかたはたしかにあるだろう。先ほどの小木曾・梅山 (2012) のいうように“ボーダーレス”化する形態のなかにあって、確固とした家庭たるものを担保するものがないかあってほしいのかもしれない。林浩康 (2013) は講演のなかで、家庭という概念が政治的な脈絡から生じていることに留意しつつ、「『家庭とは何か』ということ、養育の観点からすれば、パーマネンシーの保障ということかと思えます」と述べた。多くの人が手探りの中で、試行錯誤の繰り返しによって養育の意味づけを重ねている。難しいだろうと思われるのは、かりに「家庭」「家庭的」



等の構成要素や条件を検討したとして、それを確定しうる根拠をどこに求めるかである<sup>20</sup>。

ひとつの対応として、遠回りにも思えるかもしれないが、家庭的であること・family-based careの良さが児童福祉の現場で理念になることは養育者（ひいては子ども自身）にどのように経験されているのかを記述する作業はできよう。その中で「家庭」なるものの強調の光と影がうかびあがるのではないか。「家庭」を参照せざるを得ないとすればそれはどのような文脈においてであり、子ども・養育者等の関係性において、家族や家庭といった実践カテゴリーはいかように使用されようとしているのか、などを経験的にみていくこと。「4-1. 開設動機と自己意識」とも通ずるが、言説資源として表象された「施設」と「家庭」の対立図式を無意識に繰り返してしまう可能性には注意を払ったほうがよいように感じる。

#### 4-3. 福祉事業的側面の解釈

次に挙げたいのは、社会福祉事業としての側面をどのように解釈するかという点である。現場の議論では、家庭養護の専門性や、養育者が仕事をもたずFH事業に専念する専業FHへの賛否、定員払い／現員払いの考え方などと関係するだろう。本項では、そうした議論も参考にしつつ、専門性、ボランティア性、ケアの有償性などを取り上げてみたい。

たとえばもともと里親経験が長い者の中には、里親であることを基に醸成されるプロ意識が語られた。

「なんていうんだろう、やっぱり、人件費が出るってことは、まあ、プロという、あの、なんだろう、立場に立たされちゃうわけですよ。…略…里親なんだけど、有償ボランティアの里親とかいうわけではなく、プロとしてね、やっぱり立たなきゃいけないっていう認識には変わりましたよ。」(2 個人・施設 & 里親経験・女性)

「この子の将来を見つめて、その、プロ意識を持って、あの、関わっていきましょうと。たとえば、それは、うーんと、日常生活でもいいし、あの子が、その、自立、将来社会に出たときに、なんていうかな、困ることがいっぱいあっても、困ったときに、その、誰かに助けを求めたり、転んだら起き上がったりとかって、そういう力っていうのを身につける。」(4 個人・里親経験・女性)

プロ意識をもちつつも、相当の措置費を受けることで職業化するケースへの危惧もささやかれている。たしかに、数年前に筆者が行った長期養育里親を対象としたインタビュー（安藤 2017）では、「お金をもらうことをありがたいと思うべき」「お金はどうでもいい」といった趣旨の発言や「(里親を)職業みたいに考えてる人は、これは自分のさいた時間に対する対価だからっていうか、生活費をそうとらえている人。口に出してってわけじゃないけどそう感じます」等があった。こうした先行する知見もあって、本調査に入る前は、長期養育里親を対象としていた際と同様に、家庭でありながらお金をもらってケアをすることへの葛藤が聞かれることを予想していたが、象徴的にきかれた16 (b) さんを除いては、そういった声は多くなかった。

<sup>20</sup> 関連して、2012年3月に出された「里親及びファミリーホーム養育指針」のうち、「家庭の要件」として、家庭養護には次の5つを満たす必要があるとする。「①一貫かつ継続した特定の養育者の確保」、「②特定の養育者との生活基盤の共有」、「③同居する人たちとの生活の共有」、「④生活の柔軟性」、「⑤地域社会に存在」である。「家庭の要件」は、大舎制の施設養護と対比された記述と思われる。

「大きい子なんか『お金をもらってやってるんでしょ、だからやってよ』みたいな言うときもあったりとか。私は言われたことないんですけど、誰かが言われた。」「それこそ母親面してお金もらってんの?っていうような、そういう感じもあるかなって。」(16 (b) 法人・施設職員経験・女性)

有償性にかんして疑問が呈されるのは、ひとつには、16 (b) さんのように、擬制的な親子関係（子どもの養育環境を保障する制度であるとはいえ）が事業となるに際し違和感のようなものが生じることが関連している。

今回の調査ではお金が出ること自体には違和感はない人が多かった。ただ、専門のFHに対しては賛否両方があがっている。賛否の双方に共通しているのは、参入者の増加による質の低下や経営の目的化を懸念する声だ。たとえば懸念している3さんは、知り合いのFHの話で、新規FH参入者から「(子どもは)4人で生活大丈夫ですかね?」と真っ先に聞かれて驚いたというエピソードをあげて、「びっくりしたって。」「経営じゃないですか。仕事辞めて、2人。」と表現した。反対に、以下のような意見もある。

「(専門FHは)仕方がないと思う。」「夫はずっと働きに行っていると、できないことってたくさんあるから。あの、補助者の人と、お母さんと、結局やっていくことになるじゃないですか、(夫が外で)仕事をしている場合はね。…略…それは、じゃあ、足りないっていうか、年いけばいくほどできないです。」(5 個人・里親経験・女性)

「里親だろうが何だろうが、日本的にボランティアじゃなくて、完全に1人の仕事?お父ちゃん(仕事を)辞めてもいいじゃんて。(養育を)仕事として、ちゃんと責任持って研修も出て、きちんとやるような力持つうちに。」(12 (夫) 個人・里親経験・男性)

FHは社会福祉事業として運営を続ける側面があり、子どもたちは実親家庭等の条件が整えば家庭復帰していく。継続的な運営ができなければ、出て行った子どもが顔を見せに帰宅ともその場所がなくなってしまう。しかし、現員払いである以上、子どもがいなければ措置費等が入ってこなくなるため、補助者の安定した雇用がかなわないといった問題が生じうる。とはいえ定員払いになると、充足率という言葉がついてくるため“施設みたい”“家庭ではない”…等、社会福祉事業の継続にからむ課題は多い。

以上を鑑みるに、今後、①ケアをめぐる複合規範(市野川 2008)<sup>21</sup>にかんする葛藤、②仕事観と専門性、養育の生業化の布置連関、③家庭(的)であることと有償のケア労働の両立条件、等を弁別し分析してゆくことが望まれるのではないか<sup>22</sup>。里親との共通点や各FHの事業以外の収入源の相違もふまえて、制度設計の課題に還元されないケア分担の問題に取り組む必要がある。

<sup>21</sup> この考察の対象は障がい者の介助であるが、『ケアは本来、家族がおこなうべき』、『ケアは本来、お金をもらっておこなうべき』という命令の複合で、「家族がおこなうケアにはお金を払ってはならず、他方、お金をもらうなら、それは家族以外の人に対するケアでなければならない、という形で、互いに複合している」という複合規範であるという。

<sup>22</sup> 里親の有償性については、海外でも専門職化の流れの中で議論されてきた(Smyth and McHugh 2006など)。拙著でも、長期養育里親たちが里親手当や措置費にたいして「家族による子どものケアの無限定性、無償性、非専門性」という家族的な規範的期待を対抗的に用いる傾向があったことを示した(安藤 2017a)。

#### 4-4. 個人時間とホーム時間

4-2、4-3でみてきたように、社会福祉事業を継続しつつ、みずからの生活において子どもとの親密な関係を構築する過程は、養育者個人の人生に深く根をおろす。本項では、個人のライフコースと、FHの長期的な動態とを、どのように理解するかという点を挙げる。とりわけ若い養育者たちがパートナー関係を築き子どもを産み育てることを念頭において、いかにして自分の生活とFHを両立するだろうか。これは里親開拓でも同じことが言える。むろん、ここにきてはじめてこの問題が浮上したわけではないが、現代で考えねばならない理由もある。ひとつは、長く“里親業界”を支えてきたような、中高年夫婦で里母がほぼ専業で養育にあたるタイプの養育者は、今後増加を見込みにくいことが予想される<sup>23</sup>。もう一步ふみこめば、異性愛男女を前提に、生涯で一度の婚姻関係を続ける初婚核家族モデルを所与とした「家庭」が唯一のかたちとはなくなりつつある<sup>24</sup>。配偶者をもつ場合に限らず、法律婚以外のパートナー関係にある者との同居、单身なども考えられる。近代的な子ども観の形成と子どもをもつことの選択化もあいまって、典型的な家族像と家族同期にあてはめて養育者人生を捉えにくくなっているのだ。本調査で20代、30代の協力者は以下のように述べていた。

「自分が結婚するとか、子どもを産むとか、そういう若い世代。…略…仕事と、こう、プライベートみたいな分け方とか、うーん。…略…これから新しくね、やっぱり人手が必要になったり、こう、事業がね、拡大していくこととかもね。…略…ということを考えたときにね、…略…復帰するシステムがね、難しかったり。」(10 (a) 法人・施設養育経験・女性)

「彼氏も結婚もしてないから。…略…でも、結婚とか諦めたわけでもないの、別に。なので、いい人がいて一緒にやってくれる人がいたらいいけど、別にいなくても、このままでも。」[●● (ホーム名) がない未来は描いてないです…略…この子たちを手放すというか、全く関わらないというのは考えてないです。](14 法人・施設養育経験・女性)

「(現在仕事で単身赴任中の妻について) 嫁には仕事をしてほしくて。仕事をしてるほうが多分、彼女も輝けると思うし。」「ファミリーホームをやってる中だったり里親してる人たちの中には、実子と子どもと一緒に育ててる人もいるので、それはそれですごいなと思いますし。…略…今見てる子を一生懸命育てようって思ってるんですね。嫁はどう考えてるか分からないですけど。」(21 法人・施設 & 里親経験・男性 ※開設準備中)

また、60代で養育者をしていた調査協力者は、残された両親との時間を優先したいという思いをもっていた。

<sup>23</sup> 12(夫)さんも現場感覚として「いろんな情報、いろいろ入ってると思うんだけど。ファミリーが、もう、里親からのファミリー(ホーム)っていうのは、あの、限界がきているっていうのがわかってる。」という。

<sup>24</sup> 落合(2004)は、家族の社会史的研究から、戦後の近代家族の特徴として「家内領域と公共領域の分離」「家族構成員相互の強い情緒的關係」「子ども中心主義」「性別分業」「家族の集団性の強化」「プライバシーの成立」「非親族の排除」「核家族」を挙げた。

2017年、大阪市でゲイカップルが里親認定を受けたニュースは記憶に新しい。また、全国で唯一、LGBTカップルを実質里親認定対象から外してきた東京都も、2018年10月から方針を改めることとした。



「一身上の問題、自分の両親の高齢化や、家庭のことやって考えたときに、…略…両親も、介護のこと考えたら待たなしの状態ですわね。」(20 法人・施設養育経験・男性)

本項の話題は、実践上ではFHの後継者・継続性の問題や、養育者のリクルートおよび育成にかんする話題としてそれなりに関心をもたれているだろう。しかしここで提起したいのは、個人の人生を様々な役割の束の軌跡として長期的に捉え、その中に養育者役割を位置付ける見方である。福祉の人的資源としての養育者にも、ベースには個人の人生がある。FHに限らず、里親や養親なども同様である。雇用の流動化や家族の個人化の進行などにより、画一的な家族のありかたを前提にできなくなっている現代にこそ、養育者が多様なライフコースを生きつつFHの営みを続ける土壌を検討する必要があるのではないだろうか。

#### 4-5. 介入と支援をめぐる ―「子どものため」「子どもの権利」の論理

本節の最後に、介入と支援をめぐる問題にかんして触れておきたい。まず介入を広く捉えれば、家族への政策的介入が思いつく。たとえば古くは原田(1992)など様々な論者が指摘してきたように、「社会保障の制度と政策は、家族の一定のあり方を暗黙の前提として形成され、発展してきた」のである。社会的養護にひきつけられれば、里親制度が想定してきた家族像を要件や審議会資料からあきらかにしたものがある(安藤 2017b)。

もう少し生活に近いところで捉えれば、そうした政策決定が運用される場での介入／支援が想定されよう<sup>25</sup>。柏女(2017)の説明によれば『『公権力の家庭への介入性強化』とその一方における『子育て家庭に対する支援の強化』』という介入と支援のセットでの進行が、子ども虐待防止施に関してこの20年間の大きなポイントのひとつであるという。とくに、児童相談所の援助過程では、家庭への介入をおこないつつ、子どもとその家族らの暮らしの再生を支援する。里親家庭やFHも介入／支援先である点は同じであり、本項での「介入」は後者によっている。社会的養護関連施策の運用、実践の場においては、養育の仕方への様々な注意指導、不本意な措置解除や里親登録抹消、子どもの委託控え、FHでは第三者評価もこれにあたるだろう。紙幅の関係もあり、①第三者評価と②措置変更、里親登録・FH登録抹消についてここでは触れよう。

まず、FHには努力義務となっている第三者評価についても、さらなる議論が必要であると思われる。第三者評価に限らず、児童相談所のワーカーらによって、日々の養育を「評価」されている面がある。

「実践は開示されなければ評価ができない。だから第三者委員会による基準があり、基準に合った、えーと、養育内容が行われてるかどうかの評価があるっていうのは、当たり前なんですよ」(1 夫 個人・施設 & 里親経験・男性)

「堅苦しく第三者評価を何年に1回受けなければならないみたいなさ、そういうのは、とっても私は苦痛。…略…決まりとか、義務とかなんとかになってくれば、“ああ、やんなくちゃならないんだ”って。それも準備しないといかんみたいな、整理しないと駄目だねって。こういうところ見られるんだね、

<sup>25</sup> 副田(1992)に依っている。政策分析にあたって、『『政策決定』のレベルと『政策執行のレベル』を区分する必要がある、前者は後者を強く規定するが、完全に規定しつくすものではなく、相対的な独自性をたもっている」と述べている。

ああいうところ見られるんだよっていったときは、やんないと駄目だけでも。それは、まだちょっと、今の段階では」（4 個人・里親経験・女性）

全国社会福祉協議会は、「社会的養護関係施設第三者評価基準 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（平成 30 年 3 月）」の中に、FH の各評価項目の判断基準等福祉サービス内容評価基準ガイドラインをホームページに載せている<sup>26</sup>。第三者評価はあくまで一例として、広い意味でそもそも養育の評価（養育の質もその一部）というものをどのように行いうるか考えると、留意点が浮上してくる。第一に、養育の評価軸には可視性の高いものとそうでないものがある。子どものアウトカムで考えても、たとえば発語が増えた、活発になった、学校に通えるようになったといった変化は見えやすいが、長期間かけてゆっくり虐待の傷を癒す過程は見えにくくかつ測りにくいだろう。第二に、養育といっても、子どもの成長ばかりでなく養育者－子ども関係のような「関係性」の構築も含まれる。関係性の評価は、第一に挙げた子どものアウトカムともかかわってくる。第三に、いつの時点から評価するかによっても評価の仕方は異なる。わだかまりを残した措置解除は、その時点では子どもにも養育者にも深い傷を残すが、措置解除＝養育の失敗とはいいきれず<sup>27</sup>、子どもが長じて委託の経験がふと活きたりすることもあるだろう。このように、家庭養護の評価は、ケースワーク、子どもの成長、子どもと実親家庭の関係、FH は事業としての人事労務管理も含んだ複数の軸が想定されるため、狭義に養育の質の担保や人権保障、社会的使命を目的とした第三者評価だけでもカバーしきれない射程が広がっている。

もうひとつ、措置変更、里親登録・FH 登録抹消<sup>28</sup> についてである。FH 養育者である若狭（2018）は、FH 事業が行政による介入やフィードバックを受け入れる「公」としての環境にふれつつ「行政との良好な信頼関係が築けているうちは良いのだが、一度関係がこじれてしまうと、我々の立場は大変危ういものになる。児童の引き上げ、措置停止などの突然の対応をとられても誰からも守ってもらえない。…略…そのため児童に対して腰が引けてしまい、問題を起こさないことを常に最優先せざるを得ないファミリーホームや里親をよく見聞きする」という。調査でも、本気で怒ることが難しいという話題は出ていた。たとえば 12（夫）さんは、「ファミリー（ホーム）共通」だという。

「（遠慮があったり、本気で怒れないかについて）そうです。それは、もう全部共通してるところ。…略…どうしてか。なぜかっていうと、虐待だから。…略…たとえば、私が、そう言って怒鳴りつけたでしょう。これ、初めて見たら虐待だよ。たとえば、これ、児相が見たら、俺、怒鳴りつけてるんだ

<sup>26</sup> FH の評価について全社協のガイドラインでは、「個人立のファミリーホームの場合、組織化された法人を前提とした福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの共通 53 項目を字義通り適用することに馴染みにくい項目も存在するが、委託された子どもの権利擁護、また、事業者としての責任や事業の社会的使命という観点からは、個人立であっても課せられた責任は同等であり、基本的に全項目において適用されるべき」としている。

また、先にも出た「児童の代替的養護に関する指針」では、「71. 施設養護であるか家庭を基本とする養護であるかを問わず、代替的養護の提供の質に対しては、特に養護者の専門的技能、選抜、訓練及び監督について特別な注意を払うべきである。児童の親又は法定後見人の役割及び機能に対する関係で、かかる養護者の役割及び機能を明確に定義し、明記しておくべきである。」とある。

<sup>27</sup> 森（2008）参照。

<sup>28</sup> 大山（2018）は、被措置児童等虐待について、その虐待認定が認定か否かの二者択一であり、もし虐待認定がされると他の子どもたちが望んだとしても里親等と暮らせなくなることに疑問をもっている。

もん。『そんな言葉、駄目！』っていうの。もう大きい声で。だからそれを、そういうことを気にしてばかりいたら、養育はできないですよ。…略…でも、あの、気にしてる。なるべくなら、怒らない。」(12 (夫) 個人・里親経験・男性)

12 (妻) さんは、「虐待されてる子っていうのはね、本当に…略…上手なんですよ、怒らし方が。私たちはそれに乗っちゃうんですよ。」と述べていた。あるお子さんについて、地元では著名な精神科の医師に相談したものの、その対応から、医師でも虐待の傷はそう治せるものではないと思ったという。こうした例はほんの一例であり、養育の困難に直面し瀬戸際で何とか踏みとどまれるかどうか…養育の現実は日々待たなしである。

子育て支援等の標榜のもと、家族への介入／支援の度合いの深化やそのバリエーションの多様化がすすんでいる。子育てに関していえば、ケア責任の所在が家族介護などと比して明確になりやすいものの、生みの親、(一時的～恒久的) 代替養育者、支援者らが子どもにとって「良い」成育環境を用意するために役割を調整する動的なプロセスがあると考えられる。介入が行われるとき、支援がなされる時、そして介入／支援の方向が摩擦をはらみながら決定される時。その際に、子どもの安全や養育環境の安定はもちろんだが、子どもの権利・子どもの最善の利益として重視されているのは何か。ケースの見立ての違いはどのように生じるのか。諸々の介入／支援をめぐって、子どものため(とくに子どもの権利)という軸を挟み込んだときに生じる諸問題について、今後十分に読み解かれなければならないのではないだろうか。そして、介入／支援を経つつ振り返られる養育の評価とはどのようにあるべきなのか等、課題は多い。何より本項でとりあげた話題は、措置の仕組みの中で子ども自身の声にどれだけ向き合い、実践や政策に反映させていけるかが問われている<sup>29</sup>。

## 5. おわりに

いくつかの研究の展開について整理した本小稿であるが、全体を通じて、社会福祉制度の所与とする「家庭性」—「家庭」らしさ、「家庭」の価値や意義等—をどう捉え、問いつつこれとつきあうかという共通項が見出される。また、「家庭性」は「子どものため」の論理といかに連関しているかも注意深くみていく必要がある<sup>30</sup>。

現時点でFH制度のさらなる活用や課題解決に直接的かつ十分に応えるものとはもちろんいいがたい。FH制度に特有の補助者のことも取り上げられていないなど不十分な点もある。しかし、社会的養護のありかたが大きく揺れ動く現代、FH制度自体もどうなってゆくか不透明である<sup>31</sup>。現行の社会的養護施策ありきではなく、背景にある家族変動やケア分担の公私問題、「子ども」への着目などを下敷きとして、養護問題にアプローチしてゆくことが必要であろう。制度領域としての家族と福

<sup>29</sup> 2019年3月9日養子と里親を考える会第133回定例研究会でコメンテーターをお引き受けした際に、フロアとのやり取りから大切だと感じさせられたことである。

<sup>30</sup> 大江(2016)は、子どもの生の状態を改善する目的をもつ包括的規範として子どもの権利観念を挙げつつ、その理論的課題として大人側による代理的判断の問題を指摘したが、「家庭的」と「子どものため」の結びつきもある部分代理的判断を含むように思われる。

<sup>31</sup> 2017年4月21日の新たな社会的養育の在り方に関する検討会 資料2で奥山は「ファミリーホームをすべて里親として『家庭』(family-based care)とした一方で、その理念とは乖離する危険のある制度が構築されているが、それに関しての言及がない。」(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」成果として提示すべき事項(案))とした。制度改革も引き続き行われるはずだ。



社の相互作用の視角はそのひとつである。4節で整理した論点を掘り下げていく作業には別稿を用意していきたい。

## 引用文献

- 安藤藍, 2017a 『里親であることの葛藤と対処—家族的文脈と福祉的文脈の交錯』 ミネルヴァ書房。
- , 2017b 「里親制度の規定する『家族』・『家庭』像の変遷」『季刊 家計経済研究』113: 71-83.
- ト蔵康行, 2011 「ファミリーホームの展望と課題」『社会的養護とファミリーホーム』2: 2-3.
- 原田純孝, 1992 「国家の中の家族 日本型福祉と家族政策」上野千鶴子他編『シリーズ変貌する家族6 家族に侵入する社会』岩波書店, 39-61.
- 柏女霊峰, 2017 「要保護児童福祉施策の展開と今後の論点—社会的養護を中心に—」『社会保障研究』Vol.2・3:144-157.
- 林浩康, 2013 「社会的養護における家庭養護とは何か」(第112回養子と里親を考える会講述録・210 2012年3月3日日本女子大学目白キャンパスにて「ミニ・シンポジウム 社会的養護における家庭養護とは何か」報告1)『新しい家族』56: 4-10.
- ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ, 2014年「ファミリーホーム事例集」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074594.pdf>, (2019年3月3日最終閲覧)
- ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ, 「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074597.pdf>, (2019年3月3日最終閲覧)
- 藤崎宏子, 2003 「現代家族とケア—性別・世代の視点から—」『社会福祉研究』88: 21-26.
- , 2004 「福祉改革と家族変動—2つの制度領域間のインターフェイス—」『福祉社会学研究』1: 113-125.
- , 2006 「介護の社会化—その問題構成—」『法律時報』78(11): 37-43.
- 福田公教, 2017 「社会的養護の現状と課題」『月刊福祉』100(7): 32-37.
- 後藤澄江, 2012 『ケア労働の配分と協働—高齢者介護と育児の福祉社会学』東京大学出版
- 市野川容孝, 2008, 「介護するとはどういうことか—脱・家族化と有償化の中で—」『ケアその思想と実践1 ケアという思想』135-150.
- 井口高志, 2010 「支援・ケアの社会学と家族研究—ケアの『社会化』をめぐる研究を中心に—」『家族社会学研究』22(2): 165-176.
- 和泉広恵, 2006 『里親とは何か—家族する時代の社会学』勁草書房.
- 厚生労働省, 2012a 「ファミリーホームの要件の明確化について(概要)」2012年4月更新、[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_13.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_13.pdf) (2019年2月12日最終閲覧)
- , 2012b 「家庭養護と家庭的養護の用語の整理について」(第13回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料) <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000202we-att/2r985200000202zj.pdf>, (2019年2月20日最終閲覧)
- , 2018 「平成29年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」2018年8月30日更新、<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf> (2019年2月12日最終閲覧)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課, 2015 「児童養護施設入所児童等調査結果」2015年1月16日更新、<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku->

- Kateifukushika/ 0000071184.pdf, (2019年3月5日最終閲覧)
- , 「国連総会採択決議 64/142. 児童の代替的養護に関する指針」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳) 2011年4月8日第11回社会保障審議会社会的養護専門委員会資料8, <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf>, (2019年3月5日最終閲覧)
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課, 2019「社会的養育の推進に向けて」2019年1月更新, <https://www.mhlw.go.jp/content/000474624.pdf>, (2019年2月12日最終閲覧)
- 宮島清, 2013「改革の中にある里親養育・里親支援について考える—期待と課題と攻略と」『新しい家族』56: 74-95.
- , 2017「日本における社会的養護の現状: 現場での取組みを踏まえて」『社会保障研究』Vol.2・3:171-186.
- みずほ情報総研株式会社, 2016「平成27年度 先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの調査実態に関する調査研究」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137330.pdf>, (2019年3月3日最終閲覧)
- 森和子, 2008, 「家族として生活することの意義についての一考察—里子と親子関係を築けなかった経験をもつ里母の語りから」『文京学院大学人間学部研究紀要』10(1): 49-68.
- 中安恆太, 2016「ファミリーホームにおける児童への権利擁護に関する研究—能動的権利の保障から—」『星槎大学紀要共生科学研究』12: 46-58.
- 野辺陽子, 2018『養子縁組の社会学—<日本人>にとって<血縁>とはなにか』新曜社.
- 野沢慎司・菊地真理, 2014, 「若年成人継子が語る継親子関係の多様性—ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応」『明治学院大学社会学部附属研究所紀要』44: 69-87.
- 落合恵美子, 2004『第3版 21世紀家族—家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣.
- 小木曾宏・梅山佐和, 2012「児童養護施設の『小規模化』『家庭的養護』に関する一考察: 児童自立支援施設の『小舎制』実践との比較検討の試み」『司法福祉学研究』(12), 101-118.
- 大江洋, 2016「子どもとケア」『法哲学年報』33-47.
- 大山典宏, 2018「げんこつ—発で10年の絆を断つのか—被措置児童等虐待対応の現状と課題」『社会的養護とファミリーホーム』8: 13-17.
- 下夷美幸, 2015「ケア政策における家族の位置」『家族社会学研究』27(1): 49-60.
- 庄司洋子, 1986「第5章 児童福祉の現状と課題 I 現代家族の養育機能」一番ヶ瀬康子・古川孝順編『講座社会福祉第7巻 現代家族と社会福祉』有斐閣, 150-190.
- , 2013, 「自立とケアの社会学」36-59, 庄司洋子・菅沼隆・河東田博・河野哲也編『自立と福祉—制度・臨床への学際的アプローチ』現代書館.
- 副田あけみ, 2003「社会福祉と家族—児童養育政策にみる『脱家族化』の過程」古川孝順・秋元美世・副田あけみ編『現代社会福祉の争点(上)—社会福祉の政策と運営』六月社, 59-91.
- 副田義也, 1992, 「老人福祉は利用者の家族をどう扱っているか」上野千鶴子他編『シリーズ変貌する家族 家族に侵入する社会』岩波書店, 62-83.
- 園井ゆり, 2018「ファミリーホームに関する社会学的研究—その形態と機能及び社会学的位置づけ—」『活水論文集』61: 69-95.
- Smyth C. and McHugh M., 2006, "Exploring the dimensions of professionalising fostering: Carers' perceptions of their fostering role" *Children Australia*, 31(1): 12-20.
- 藤間公太, 2017『代替養育の社会学—施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房.

- 土屋敦, 2014, 『はじきだされた子どもたち——社会的養護児と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房.
- 山本真知子, 2018 『『新しい社会的養育ビジョン』から考えるファミリーホームのこれから』『世界の児と母性』83: 39-42.
- 若狭一廣, 2018 「ガラスの家庭養護—『公』と『私』の狭間で」『社会的養護とファミリーホーム』8: 10-12.
- 全国社会福祉協議会, 2018 「社会的養護関係施設第三者評価基準 判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点（平成30年3月）」<http://shakyo-hyouka.net/social4/>（2019年3月5日最終閲覧）

## 謝辞

本研究は、科研費17K1798800の助成を受けたものです。調査研究にご協力賜りました方々、ファミリーホームの皆様心から感謝申し上げます。